

資料提供

令和8年1月9日



担当課	総合防災課
担当者	松林
電話	(073) 435-1199
内線	5017

災害時における公衆浴場の使用に関する協定について

～お風呂の力で届ける癒やしと安心、災害時の入浴支援体制～

この度、和歌山県公衆浴場業生活衛生同業組合様と、災害時における公衆浴場の使用に関する協定の締結式を執り行いますので、お知らせします。

1 協定者

和歌山県公衆浴場業生活衛生同業組合

【組合加盟店舗】

新町温泉、山吹温泉、幸福湯、信節温泉、神明湯、今福湯

万才湯、手平温泉、浜湯温泉、※大正温泉、※宝湯（※は海南市）

2 協定概要

和歌山市内で災害が発生した際、本市の要請に基づき、組合のネットワークを活用し、優先的に被災者へ公衆浴場を提供いただくことにより、避難所生活における公衆衛生の向上を図ります。

3 協定締結式

(1) 日 時 令和8年1月15日（木）10時00分

(2) 場 所 和歌山市役所 本庁舎7階 記者会見室

(3) 出席者 和歌山県公衆浴場業生活衛生同業組合 代表理事 中本 なかもと ゆか 様
和歌山市長 尾花 正啓

4 その他

「災害協定締結事業所認定プレート」を手交します。

災害協定締結事業所認定プレートとは



和歌山市では、災害協定締結事業者とのさらなる連携強化及び市民の防災意識向上を目指し、事業者へ3種類の「災害協定締結事業所認定プレート」を配付しています。

- (1) 食料品等の供給に関すること…オレンジ色
- (2) 生活物資等の供給に関すること…赤色
- (3) 施設の利用に関すること…緑色